



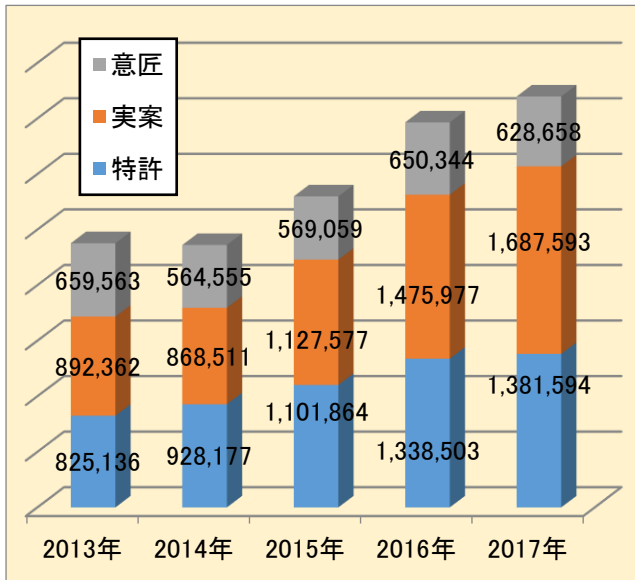
2018年3月5日号

目次

(W&B No. 201802CY)

1. 2017年度中国の発明特許出願は138万件、14%増(2018年1月18日)
2. 2017年度中国の商標出願は500万件を突破(2018年1月19日)
3. 2018年度知的財産保護特別試験地区の指定(2018年1月18日)
4. 2018年度知的財産重大支援産業目録の公示(2018年1月23日)
5. 2017年度悪意商標登録対策など商標保護成果の公示(2018年1月9日)
6. 商標手続きと審査期間短縮に関する公示(2018年2月9日)

【1】2017年度中国の発明特許出願は138万件、14%増(2018年1月18日)



国家知識産権局(SIPO)の弁公室は去る1月18日に記者会見を行い、2017年度の特許関連の主要統計を発表した。SIPOの方針として、今後は中国企業の出願件数のランキングは公表しない一方、登録件数は引き続き公表することで、質の向上を重視し、統計数値がそうした指標の作用を果たすことを期待していることを表明した。同様に、従来から詳細に統計された国内省レベルや諸外国ごとの出願数量も公表の対象から除外されており、ここではご紹介できないことをご了承ください。

2017年の発明特許出願件数は138万件と前年比3.2%増、その内、国内は124.5万件(全体の90.2%、前年比3.4%増)、外国は13.6万件(全体の9.8%、前年比1.8%増)である。

一方、発明特許登録件数は42万件と前年比3.92%増、その内、国内は32.7万件(全体の77.8%、前年比8.2%増)、外国は9.3万件(全体の22.2%、前年比▲8.7%)である。人口一人当たりの登録数の多い地区は、北京(94.5件)、上海(41.5件)、江蘇(22.5件)、浙江(19.7件)、広東(19.0件)、天津(18.3件)、陝西(8.9件)、福建(8.0件)、安徽(7.7件)、遼寧(7.6件)である。

実用新案と意匠は表の通りであるが、実用新案特許出願件数は、168.7万件と前年比14.2%増である。意匠特許出願件数は、62.8万件と前年比▲3.3%減、その内、国内は61.1万件と前年から約3万件、▲3.3%の減少を示している。

出願	2016年度	2017年度	伸び率
発明特許	1,338,503	1,381,594	+3.2%
実案特許	1,475,977	1,687,593	+14.3%
意匠特許	650,344	628,658	-3.3%
合計	3,464,824	3,647,845	+5.3%

登録	2016年度	2017年度	伸び率
発明特許	404,208	420,144	+3.9%
実案特許	903,420	973,294	+7.7%
意匠特許	446,135	442,996	-0.7%
合計	1,753,763	1,836,434	+4.7%

発明特許登録取得ランキングは表下の通りであり、トップ3社は変わらないが、テンセント(騰訊科技)がトップ10から外れ8位に広東欧珀移動通信、10位に中芯国際集成电路制造(上海)が入った。

●2017年度発明特許登録中国企業ランキング

順	会社名	件数
1	国家电网公司	3,622
2	華為技術有限公司	3,293
3	中国石油化工有限公司	2,567
4	京東方科技集团股份有限公司	1,845
5	中興通訊股份有限公司	1,699
6	聯想(北京)有限公司	1,454
7	珠海格力電器股份有限公司	1,273
8	広東欧珀移動通信有限公司	1,222
9	中国石油天然气股份有限公司	1,008
10	中芯国際集成电路制造(上海)有限公司	862

2017年にSIPOが受理したPCT国際特許出願は5.1万件(内、国内4.8万件)で前年比12.5%と増加を示しており、1000件を超える省(区、市)は広東(2.8万件)、北京(5千件)、江蘇(4.6千件)、上海(2.1千件)、山東(1.7千件)、浙江(1.4千件)、湖北(1.3千件)の7か所で全体の90%を超える。

中国政府が掲げる「一帯一路」政策対象地域での2017年の特許出願公開は5,608件と前年比16%増、また当該対象地域からの中国への特許出願は4,319件と前年比16.8%増加している。中国への出願国数も41か国と前年比4か国増加している。

SIPO責任者は、国内の特許出願が発明特許へと移行が進んでいること、中国企業の外国特許出願が増加し、100件を超えるPCT出願を行った中国企業が44社と前年比18社増加し、広東欧珀移動通信有限公司、深圳市大疆創新科技有限公司などの出願が急増する企

業があることなどに着目している。

審判関係では、2017年に専利復審委員会が受理した再審請求(拒絶査定不服審判)は34,123件と前年比160%増、無効宣言請求(無効審判)は4,565件と前年比15%とそれぞれ増加した。再審請求の平均審査期間は前年比2.6か月かかると9.3か月、無効宣言請求は5.2か月と前年と変わらない処理期間となっている。

2017年度の特許信託融資総額は720億元(約1.2兆円)と前年比65%増、対象特許権は4,177件と前年比60%の増加を示している。

2017年の専利行政執行法に基づく処理案件は6.7万件と前年比36.3%増加した。その内、特許紛争案件は2.8万件(内、特許侵害事件は2.7万件)と前年比35%増、特許虚偽表示事件は3.9万件と前年比37.2%の増加である。2017年の傾向としては、侵害を受けて何らかの対抗措置を取った特許権者が73.3%と前年比10.5%の増加、特許権侵害訴訟で100万元を超える賠償がみとめられた事件が10.7%と前年比1.7%増加した。これらは発明特許の実施率の高さもその理由の一つであると思われる。

なお、行政による電子商取引など重点分野での継続的な特許権侵害に対する法執行を強化しており、2017年度の当該分野での法執行は19,835件と前年比51.1%増、また、展示会での法執行は3,392件と前年比18.6%増であった。これらの電子商取引と展示会における行政の法執行は全体の1/3を超えている。

参考サイトは下記の通り。

<http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/1110168.htm>

<http://www.sipo.gov.cn/twzb/gjzscqj2017nzygztjsjyqkxwfbk/index.htm>

<http://www.sipo.gov.cn/docs/2018-02/20180201163426321301.pdf>

【2】2017年度中国の商標出願は500万件を突破(2018年1月19日)

国家工商行政管理総局(SAIC)は去る1月18日に記者会見を行い、2017年度の商標出願が500万件を突破し、外国からの商標出願を含めて574.8万件となり、前年比55.7%増と、出願件数及びその伸び率が過去最高であったと発表した。詳細は未公表であるため、後日年報が公示されたときにご案内する。

●2017年中国国内商標出願件数

出願	2016年	2017年	伸率
出願	3,526,827	5,538,980	+57.0%
登録	2,119,032	2,656,039	+25.3%
出願上位地域(20万件以上)			
広東省	689,434	1,095,053	+58.8%
浙江省	327,572	546,987	+66.9%
北京市	372,387	490,086	+31.6%
江蘇省	209,900	352,736	+68.0%
上海市	257,616	343,879	+33.5%
福建省	175,392	296,171	+68.9%
山東省	184,490	284,475	+54.2%
河南省	129,946	208,393	+60.4%
四川省	126,300	194,765	+54.2%

国内商標出願(香港、マカオ、台湾の17.2万件を含む)は553.8万件と前年比57%増であるため、外国からの直接出願は減少したと思われる。中でも広東省は109.5万件と前年比58.8%増、浙江省は54.7万件と前年比66.9%増、北京市は49万件と前年比31.68%増と大きな伸びを示している。

【3】2018年度知的財産保護パイロット地区の指定(2018年1月18日)

国家発展委員会は、1月4日付、科学技術部、公安部及び国家知識産権局とともに、知的財産権の保護及び更なる保護制度の改革や研究を進めるための公示(発改高技[2018]16号)を行い、北京市、天津市、河北省、遼寧省、上海市、安徽省、湖北省、広東省、四川省、陝西省の8か所をそのパイロット地区に指定した。

この地域では、以下の7つの項目が実施される。

同じくマドプロ国際商標出願は4,810件と前年比59.6%増で、加盟国中第3位である。

外国からの商標出願の登録件数は不明であるが、2017年度の中国国内商標出願の登録は265.6万件(香港、マカオ、台湾の7.9万件を含む)と25.3%増加した。

2017年末までの中国の商標出願累計は2,784万件、登録累計は1,730万件となり、有効登録商標は1,492万件(香港、マカオ、台湾の1,359万件を含む)と17年連続トップを維持している。2017年度の世界ブランド500には中国のブランドが37収録され、2013年度の1.5倍となっている。

2017年度の工商行政管理局市場監督部門の馳名商標、地理的表示、外国著名商標、老舗ブランド商標(老字号)などの商標専用権の保護は引き続き強化されているが、違法商標事件は3万件(前年比▲5.1%)を処罰、その内、商標権侵害虚偽表示案件は2.7万件(前年比▲4.3%)と全体的に減少傾向である。

参考サイトは下記の通り。

http://sbj.saic.gov.cn/gzdt/201801/t20180122_271953.html

<http://sbj.saic.gov.cn/sbtj/201801/W020180115580889959930.pdf>

http://brandfinance.com/images/upload/global_500_2017_locked_website.pdf

1. 知的財産権保護の改革成果の反復推進

「特許審査のスピードアップ、権利の確定、権利維持のワンストップサービス」の改革の成果を繰り返すことで、企業のイノベーションの発動や活力を推進する。

2. 知的財産権の総合的管理の改革を探索

各パイロット地区は、その地区の実情に照らして、明確な権利、合理的な分業、一貫した責任と権限、効率的な運営を伴う知的財産権管理統合システム構築を推進

し、知的財産権の創造、応用、保護、管理を通じて、各知的財産権の総合的な利益を実現するために、有望な工業集積地に知的財産保護センターをいくつか建設し、知的財産保護のための模範エリアを作る。

3. 知的財産権の新たな保護システムの探求

知的財産管理の裁量基準を改善し、行政法執行の調査と証拠収集システムと法執行手続きを最適化することで、法律に基づく侵害品の没収、押収、廃棄などの措置を通じて、悪意侵害、反復侵害及びその他の悪質な犯罪を厳重に取り締まる。

4. 知的財産権行政執行法と刑事の協働による新システム構築の探求

知的財産権侵害紛争の当事者の事前調停及び調停協議の司法確認制度の確立を加速し、被疑知的財産権侵害の刑事事件移送及び調査強化のための証拠相互承認システムを加速する。

また、知的財産権の管理、特殊部隊による刑事保護活動の強化することで、新技術や新しい知的財産客体の保護、特許権及び営業秘密の侵害防止、保護、処罰のための統合的な作業メカニズムを確立する。そして、地区や地区間の調整と連携のための作業メカニズムを探究し、地区の知的財産権侵害行為の予防と摘発を強化する。

5. 国務院承認の下知的財産権保護改革措置の先行試行の継続

北京-天津-河北地域は、知的財産サービスの統合的改革に焦点を当て、事件に関する地域横断的協力体制を確立し、証拠収集、事件協力、共同法執行、事件移管、結果の相互承認を促進する。

6. 新規改革措置の包括的改革試験での実験

知的財産の統合管理の改革を推進し、知的財産の保護のための新たなメカニズムを模索し、刑法による行政執行と刑事司法の連携のための新しいメカニズムなどを推進し、2018年の総合的なイノベーション改革実験の大きな改革課題として、来年の上半期に実質的に解決し、来年度末までに、全国的に一連の改革成果の形成を目指す。

7. 詳細な実施方法の研究制定

上記の改革措置を踏まえ、具体的な実施計画を策定し、具体的責任部門と責任者を決定し推進するとともに、監督と検査を強化し、実施過程で現れる問題を解決する。

参考サイトは下記の通り。

<http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/1110132.htm>

【4】2018年度知的財産重大支援産業目録の公示(2018年1月23日)

国家知識産権局は、去る1月17日付で国知発協函字[2018]9号を公示し、2018年度の知的財産の重要支援産業リストを各関係知識産権部門に通達し、2018年度の対象産業のイノベーションの推進や発展のために適切なリソースの配置や支援を要請したことを公表した。

対象となる産業は、以下の通り10区分62の特定技術に区分けして示されている(詳細な対象技術は省略)。今後中国での展開されるビジネスの分野になること産業であることに注目することになる。

主要な技術区分と特定技術タイトル

1. 近代農業

1.1 生物育種研究開発

1.2 家畜、水産養殖、牧草地業

1.3 インテリジェントで効率的な農業機械及び装置

1.4 農産物の生産と加工

1.5 農業資源環境持続可能な発展と利用

1.6 知恵農業

2. 新世代の情報技術産業

2.1 マイクロナノ及び光エレクトロニクス

2.2 集積回路

2.3 ハイエンドユニバーサルチップ

2.4 産業用ソフトウェア

2.5 新世代のブロードバンド移動体通信ネットワーク

2.6 ハイパフォーマンスコンピューティング

2.7 クラウドコンピューティングとビッグデータ

2.8 人工知能

2.9 インターネット

3. インテリジェント製造業
 - 3.1 スマートグリーン製造
 - 3.2 インテリジェント製造装置と高度技術
 - 3.3 主要機器のオプトエレクトロニクス製造
 - 3.4 インテリジェントロボット
 - 3.5 ハイエンド CNC 工作機械
 - 3.6 付加製造(3D プリンティングなど)
 - 3.7 レーザー製造
 - 3.8 産業用センサー
 - 3.9 インターネットと製造
4. 新素材産業
 - 4.1 高度な基礎材料
 - 4.2 高度な電子材料
 - 4.3 先進構造材料
 - 4.4 高度機能材料
 - 4.5 ナノ材料およびデバイス
 - 4.6 マテリアルゲノムエンジニアリング
5. クリーンエネルギーと環境に優しい産業
 - 5.1 石炭の安全性クリーンで効率的な開発と利用
 - 5.2 再生可能エネルギーと水素エネルギー
 - 5.3 高度な原子力設備と原子力
 - 5.4 スマートグリッド
 - 5.5 建物のエネルギー効率
 - 5.6 大気汚染防止
 - 5.7 土壌汚染防止および管理
 - 5.8 水質汚濁防止および管理
 - 5.9 資源の効率的なリサイクル
6. 近代交通技術と設備産業
 - 6.1 新エネルギー自動車
 - 6.2 軌道輸送
 - 6.3 ハイテクノロジー船舶
 - 6.4 航空輸送と装置
 - 6.5 総合交通とインテリジェント交通
7. 海洋及び宇宙での先進的適用可能な技術産業
 - 7.1 海洋資源の開発及び利用
 - 7.2 宇宙探査、開発及び利用
 - 7.3 深層極地探査
 - 7.4 宇宙インフラ
8. 高度なバイオ産業
 - 8.1 先進共通バイオテクノロジー技術
 - 8.2 グリーンバイオテクノロジー
 - 8.3 生物資源の利用
 - 8.4 バイオセキュリティ
9. 健康産業
 - 9.1 重要新薬の創出
 - 9.2 重大疾病予防、管理及び正確な医学
 - 9.3 ハイエンド医療機器
 - 9.4 漢方薬の近代化
 - 9.5 インテリジェント医療
10. 文化産業
 - 10.1 伝統的文化商品
 - 10.2 デジタル文化コンテンツ製品
 - 10.3 デジタル文化技術サービス
 - 10.4 ハイエンド文化機器製造
 - 10.5 文化的創造とデザインサービス

参考サイトは下記の通り。

<http://www.sipo.gov.cn/gztz/1107803.htm>

[http://www.sipo.gov.cn/docs/2018-](http://www.sipo.gov.cn/docs/2018-01/20180130164643400280.pdf)

[01/20180130164643400280.pdf](http://www.sipo.gov.cn/docs/2018-01/20180130164643400280.pdf)

【5】2017年度悪意商標登録対策など商標保護成果の公示(2018年1月9日)

商標局は、1月9日付け、国務院による「放管服^注」改革に基づき、2017年度の行政活動により、商標の悪意先取り登録を抑制し、商標権侵害違反を重点的に取締り、包括的に商標権の保護対策を行い、公正かつ秩序ある市場秩序を確立し、市場の事業主体がイノベーションと発展を達成するためにブランド戦略が実施できるように重要な役割を果たしたことを下記のように事例を挙げ

て公示した。

注:「放管服」とは、「簡政放権、放管結合、優化服務」の略称で、「放」は行政の簡素化/権限移譲、「管」は新技術や新制度を生かした監督の機能強化、「服」は行政の市場干渉や審査業務を減らし市場のメカニズムによる発展を促進することを意味する。

1. 商標の監督と保護を推進し、商標の悪意登録を効果的に抑制

商標局は日々拡大し、専門化する商標の悪意登録に対して、審査手続きの一部を変更し、典型的な悪意出願形態については整理統合し、審査前処理をするとともに、集中的な審査を行い、比較的效果のある対策を行った。

(1) 明らかに主観的悪意のある商標出願に対しては主導的に却下処分

1-1. 他人ののれんや著名商標の出願

威海地素貿易有限公司が第三者の先登録商標や比較的名な商標と同一或はその一部を含む商標を300件強の出願した事例；



林浩(個人)が類似した商品やサービスに比較的名な他人の商標に似せた商標を200件以上出願した事例；



英国亜瑟品牌管理有限公司(Arthur Brand Management Ltd. UK)が類似しない商品やサービスに比較的名な独創的な他人の商標を400件以上出願した事例；



1-2. 通用名称や業界用語などの出願

上海隼暢信息技术有限公司及び関係利益共同体が中国の県クラス以下の行政区分の名称を5000件弱出願した事例；

1-3. 登録名義や姓名など先の権利の出願

晋江市麦克格雷迪鞋服貿易有限公司が本人の許可を得ずに、アメリカのMBAバスケットボールの選手名の音訳を商標出願や会社名に使用した事例；

特雷西・麦克格雷迪、凯文・杜兰特

(Tracy McGrady) (Kevin Durant)

1-4. 同一企業による反復した登録や連続した出願

双鹅腾飞 王樹本(個人)が下記の商標を登録後、無錫小天鵝股份有限公司より、無効取消請求を受けた。

この商標以外に、王樹本は、“美的公主”、“HAILEER”、“容声家宝”、“新飛舞”、“PANSOPHIC”、“美菱先峰”など多数の著名商標に類似する商標を多数の区分に出願していたため、当該商標所有の正当性がないと無効とされた。その後、当該出願人は同一商標を再出願したために、公序良俗に反すると却下された事例；

(2) 異議申立て審査中に信義誠実違反として却下

2-1. 広州天一坊皮具有限公司がファッション業界で有名な文字商標や図形商標を多数区の区分の商品に出願した事例；



2-2. 広州四三九九信息科技有限公司が9,000件を超える商標出願を行い、異なる権利者から210件の異議申立てがなされ、その内39件が一括処理された事例；

2-3. 上海梧樾信息科技有限公司が500件を超える商標出願を行い、異なる権利者から77件の異議申立てがなされ、その内13件が一括処理された事例；

2. 地方での商標権の行政法執行の指導を強化し、商標の行政保護の一層の推進

全国の各クラスの工商及び市場監督部門は商標権の保護や虚偽表示などに対する保護活動を行い、2017年は2.7万件、3.3億元(約56億円)の処分を行い、没収及び罰金は4.4億元(約75億円)に及んだ。

(1) 商標局による判定意見の提供

“科勒(KOHLER)”や“紐百伦(New Balance)”などの商標違反案件の判定権を提供し、地方の執行機関を支援した。また、“一帯一路”の商標的使用も国の戦略のスムーズな実施のためにも違法な使用としている。

(2) 重点案件処理のための組織的協調対策

多数商標権侵害事件で地域を超え社会的影響のある事件には各地の工商及び市場監督部門が協働で対

応し、“一得閣”商標権侵害事件では 12 の地域の関係部門が関与し、文具店など集中的に検査を行い、5,700 件を超える侵害品の差押え、35 社の調査立件、11 社に是正命令が出された。

(3)地域を超えた商標行政法執行を推進し機能強化

北京-天津-河北、淮海経済区、華東 6 省の都市などが協働した商標権侵害事件、北京市と河北省任丘市が協働したニセモノ Shell 潤滑油事件、江蘇省と華東 6 省と 1 つの市が協働した長江三角州経済圏での商標権侵害事件など広い地域で複数の商標事件で協働した法執行が実施された。

(4)商標代理機関の監督強化

商標代理機構のシステム的管理、情報共有、不公正取引の処分を強化した。

【6】商標手続きと審査期間短縮に関する公示(2018 年 2 月 9 日)

商標局は 2 月 7 日付、工商行政管理総局の商標登録の利便性改革等にかかる意見(工商標字[2017]213 号)に基づき、「出願書類の簡素化、業務プロセスの最適化、審査期間短縮に関する公告」を公示し、以下の 6 項目が改正された。

1. 即日実施。色彩の組合せ或いは着色した図形商標を出願する場合、商標出願時に白黒の商標見本を提出しないこともできる。審査において必要な場合、商標局は出願人に補充提出を通知する。
従来、商標法実施条例第 13 条で白黒の見本 1 部の提出を求め、商標公報の印刷の原稿に使用していた。電子出願も進み、2017 年 11 月 6 日から商標電子公告システムとなり、白黒の見本は不要になっている。
2. 即日実施。名義変更を書面で手続きする時に同一名義人が複数の商標の変更申請をする場合、変更申請書に関連身分証明書、委任状を 1 部提出することができる。なお、申請者は申請書に具体的な申請案件を記載するとともに、委任状には対象となるすべての商標権を記載し委任の対象を明確に

3. 商標侵害対策で出所トレース活動を展開し、商標侵害に強い態勢を保持

工商行政管理総局は商標侵害品の製造、販売、商標標識の制作など商標権侵害チェーンに有効な対策を実施するために、2017 年 9 月 20 日付、「溯源(源头追溯): 出所トレース」特別アクションプログラムを開始し、2018 年第一四半期まで継続する。馳名商標、地理的表示、外国や老舗のブランド商標を対象に実施している。

参考サイトは下記の通り。

http://sbj.saic.gov.cn/gzdt/201801/t20180108_271659.html

http://sbj.saic.gov.cn/gzdt/201801/t20180112_271756.html

しなければならない。

また、商標出願、譲渡、更新出願、取消、許諾、変更及び訂正などその他の申請手続きでも同様に対応することができる。

従来、名義変更を書面で申請する場合、以下の 4 つの書類が必要となり、変更案件の数に応じた書類の提出が必要であった。

- ①変更申請書原本
- ②変更証明書(コピー)
- ③営業証明書(身分証明書)副本(コピー)
- ④委任状原本

3. 即日実施。申請人が複数のマドプロ国際登録商標の名義や住所の変更を行う場合、変更申請書を 1 部提出することでできる。また、複数のマドプロ国際登録商標の譲渡手続きを行う場合も同様に譲渡申請書を 1 部提出することでできるとする。

マドプロの変更申請では、対象となる商標の権利者や住所が統一であることが条件となり、以下の書類が必要となる。

- ①マドプロ商標国際登録の登録人名義、住所変更申請書

- ②外国語申請書 MM9 書式
- ③変更証明書
- ④委任状

4. 2018年2月9日より現在の商標変更申請の書類審査と実体審査を併せて行う。2018年4月1日より現在の商標更新出願の書類審査と実体審査を併せて行う。変更後、書類審査における不受理通知書と受理通知書の発送手続き部分を取消すことで、大幅に審査効率が上がる。
この変更で1か月程度の期間短縮が見込まれる。
5. 2018年2月14日より、ネット上で申請人が複数の商標の変更申請をする場合、ネット上の申請システムが自動的に最初の申請人情報及びアップロードした書類を参照するため、続きの申請で情報の複写や重複して書類をアップロードすることは不要となり、ネット上での申請効率や利便性が向上する。

6. 2018年4月1日より、商標局は商標変更申請の受領日から1か月以内に変更申請の方式審査を完了する。6月1日より、1か月内に更新出願に対する方式審査を完了する。

変更申請では、補正指令が主要な審査意見であるが、名義変更では商標法実施条例第30条2項の一括変更、或いは提出書類に瑕疵や補正すべき点がある場合が問題となろう。そのため、手続きを行う場合は代理人と問題点の確認が求められる。補正が発生した場合は1か月を超えることになろう。また、更新出願時に名義や住所変更、或いは譲渡などの追加業務がある場合も1か月を超えることになる。

参考サイトは下記の通り。

http://www.saic.gov.cn/xw/yw/zj/201802/t20180209_272329.html

http://sbj.saic.gov.cn/gzdt/201802/t20180223_272453.html

記事に関するご質問や各種お問合せは、お気軽に下記までご連絡ください。

